



株式会社ジャパン・ティッシュエンジニアリング

証券コード：7774

## 第28期 定時株主総会

# 招集ご通知

**開催日時** 2026年6月19日（金）午前10時  
（受付開始：午前9時）

**開催場所** 蒲郡商工会議所 1階コンベンションホール  
愛知県蒲郡市港町18-23  
（末尾の会場のご案内をご参照ください）

**議 案** 第1号議案 取締役6名選任の件  
第2号議案 役員退職慰労金制度の廃止に伴う  
打ち切り支給の件

株主各位

証券コード 7774  
(発送日) 2026年6月4日  
(電子提供措置の開始日) 5月28日

愛知県蒲郡市三谷北通6丁目209番地の1  
**株式会社ジャパン・ティッシュエンジニアリング**  
代表取締役 **山田 一登**

## 第28期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社第28期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませよう願ひ申し上げます。

### 【当社ウェブサイト】

<https://www.jp.te.co.jp/investors/stock/shareholders-meeting/index.html>

(上記ウェブサイトへアクセスいただき、メニューより「株主・投資家情報」「株式情報」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。)



### 【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/7774/teiiji/>



### 【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「ジャパン・ティッシュエンジニアリング」又は「コード」に当社証券コード「7774」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)



なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年6月18日（木曜日）営業時間終了の時（午後5時40分）までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

### 【インターネットによる議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）へアクセスいただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいませよう願ひ申し上げます。

### 【書面（郵送）による議決権行使の場合】

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬具

記

<b>1 日 時</b>	2026年6月19日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時）		
<b>2 場 所</b>	愛知県蒲郡市港町18-23 蒲郡商工会議所 1階コンベンションホール （末尾の会場ご案内図をご参照ください）		
<b>3 会議の目的事項</b>	<b>報告事項</b>	第28期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件	
	<b>決議事項</b>	第1号議案	取締役6名選任の件
		第2号議案	役員退職慰労金制度の廃止に伴う打ち切り支給の件

以上

- 株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
- 定時株主総会終了後、**経営説明会の開催**を予定しておりますので、引き続きご参加くださいますようお願い申し上げます。
- 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、資源節約のため、当日ご来場いただく株主様は、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前述のインターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- 本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。
  - ① 事業報告の「直前3事業年度の財産及び損益の状況」「主要な事業内容」「主要な事業所」「従業員の状況」「主要な借入先」「その他の記載事項」「会社の株式に関する事項」「会社の新株予約権等に関する事項」「会社の体制及び方針」
  - ② 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
 したがって、当該書面に記載している事業報告、計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
- 決議通知については、当社ウェブサイト（<https://www.jppte.co.jp/>）へ掲載しますので、株主総会終了後に書面による送付はありません。ご了承ください。

## ご案内

- 定時株主総会当日ご来場いただけない株様は、別途オンラインでの経営説明会も開催いたします。

### オンライン開催

開催日程 : 2026年6月25日 (木)

時間 : 19:00~20:00

開催形態 : Zoom ウェビナー (事前申込みが必要です)

【6/25オンライン経営説明会 申込方法】 申込受付期間：2026年5月28日～6月24日

申し込みフォーム

[https://us02web.zoom.us/webinar/register/WN\\_15Vdsb6kSNaXCpNexpH8uw](https://us02web.zoom.us/webinar/register/WN_15Vdsb6kSNaXCpNexpH8uw)



1. パソコンもしくはスマートフォンから上記URLにアクセスし、必要事項をご入力ください。

(メールアドレスはお間違えのないようご注意ください)

2. 入力内容をご確認のうえ「送信」ボタンをクリックしてください。

3. 申込み後、ご入力いただいたメールアドレスへ「申込受付完了&ご案内」のメールが送信されます。

4. 当日の参加方法等は上記返信メールにてご確認ください。

### 個人情報の取り扱いについて

お申込みの際に入力されたお名前、メールアドレス等の個人情報は、「オンライン経営説明会」のご案内を当社よりお送りするためのみに利用いたします。

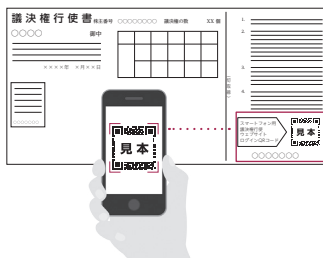


# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

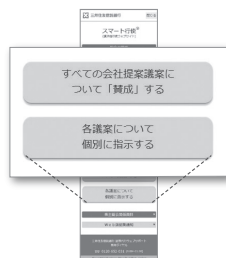
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



**「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。**

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

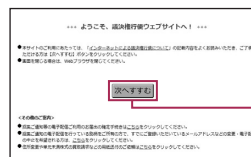
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

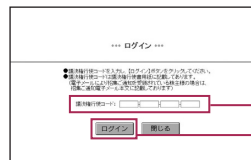
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

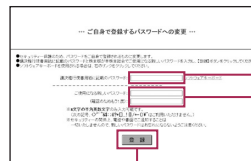
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)  
(受付時間 9:00~21:00)

# 株主総会参考書類


## 第1号議案

## 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。


取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位	候補者属性
1	やまだ かずと <b>山田 一登</b>	代表取締役 社長執行役員	<b>再任</b>
2	おおすか としひろ <b>大須賀 俊裕</b>	取締役 専務執行役員	<b>再任</b>
3	なかの たかゆき <b>中野 貴之</b>	取締役	<b>再任</b>
4	わかばやし あきのぶ <b>若林 晃伸</b>	取締役 執行役員	<b>再任</b>
5	まさい としゆき <b>正井 俊之</b>	社外取締役	<b>再任</b> <b>社外</b> <b>独立</b>
6	きたじま やすお <b>北島 康雄</b>	社外取締役	<b>再任</b> <b>社外</b> <b>独立</b>

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況
<p style="text-align: center; font-size: 2em; font-weight: bold;">1</p> <p style="text-align: center; background-color: #800000; color: white; padding: 5px; font-weight: bold;">再任</p>	<div style="text-align: center;">  <p>やまだ かずと <b>山田 一登</b> (1973年1月30日生)</p> <p>所有する当社の株式数 5,841株</p> <p>取締役在任期間：1年</p> <p>取締役会出席回数（2025年度） 10回／10回（100%）</p> </div>	<p>2000年 6月 当社入社 研究開発部  2007年 1月 当社生産統括部 品質管理担当  2013年 4月 当社信頼性保証部 品質保証担当  2021年 4月 当社信頼性保証部長  2024年 7月 当社執行役員  2025年 1月 当社副社長執行役員  2025年 6月 当社代表取締役社長執行役員（現任）</p> <hr/> <p><b>（取締役候補者の選任理由）</b>  山田一登氏は、長年にわたる当社の品質保証業務を通じ、当社の事業及び組織を熟知し、当社の根幹である高品質な製品の安定供給を実現する経営基盤の構築に貢献してきました。こうした知見を踏まえ、リーダーシップを発揮し、企業変革を一層推進することが必要不可欠と判断し、取締役として選任をお願いするものであります。</p>

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況
<p style="text-align: center;"><b>2</b></p> <p style="text-align: center;"><b>再任</b></p>	<div style="text-align: center;">  <p>おおさか としひろ <b>大須賀 俊裕</b> (1957年1月15日生)</p> <p>所有する当社の株式数 95,500株</p> <p>取締役在任期間：27年</p> <p>取締役会出席回数（2025年度） 13回／13回（100%）</p> </div>	<p>1980年 3月 ナトコペイント株式会社（現ナトコ株式会社）入社  1986年 10月 株式会社ニデック入社  1999年 2月 同社から出向、当社管理統括取締役  2003年 4月 株式会社ニデックから転籍  2004年 6月 当社専務取締役  2007年 4月 当社専務取締役 経営管理部長 コンプライアンス担当  2007年 5月 当社専務取締役 コンプライアンス担当  2010年 4月 当社専務取締役 信頼性保証部長 コンプライアンス担当  2011年 4月 当社専務取締役  2012年 4月 当社専務取締役 信頼性保証部長  2014年 3月 当社専務取締役 営業部長  2015年 6月 当社取締役専務執行役員 営業部長  2016年 4月 当社取締役専務執行役員  2017年 4月 当社取締役専務執行役員 営業推進本部長  2018年 4月 当社取締役専務執行役員 生産統括本部長 兼 製造部長  2019年 4月 当社取締役専務執行役員 生産統括本部長  2021年 6月 当社取締役専務執行役員（現任）</p> <hr/> <p><b>（取締役候補者の選任理由）</b>  大須賀俊裕氏は、株式会社ニデックにおける長年の経験に加え、新規事業として1999年の当社設立に尽力し、当社において2004年6月より専務取締役として経営及び再生医療の産業化に長年にわたり携わってきた経験を有しております。  また、日本再生医療学会代議員、臨床培養士制度委員会委員等として日本の再生医療の発展並びにその産業化に貢献してきた経験を有しております。  これらの豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくため、取締役として選任をお願いするものであります。</p>

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況
<p style="text-align: center;"><b>3</b></p> <p style="text-align: center;"><b>再任</b></p>	<div style="text-align: center;">  <p>なかの たかゆき <b>中野 貴之</b> (1971年7月9日生)</p> <p>所有する当社の株式数 —</p> <p>取締役在任期間：5年</p> <p>取締役会出席回数（2025年度） 13回／13回（100%）</p> </div>	<p>2000年 4月 武田薬品工業株式会社入社</p> <p>2007年 4月 Takeda Global R&amp;D Center 出向（米国駐在）</p> <p>2009年 4月 武田薬品工業株式会社医薬開発本部 開発戦略部 主席部員</p> <p>2011年 4月 Takeda Pharmaceutical International Inc. 出向（米国駐在） ディレクター</p> <p>2014年 5月 Takeda Vaccines, Inc. 出向（米国駐在） グローバルビジネスプランニング・ヘッド 兼 ジャパンビジネスコーディネーター</p> <p>2021年 1月 帝人株式会社入社 経営企画管掌補佐</p> <p>2021年 4月 同社経営企画管掌補佐 兼 再生医療新事業部長</p> <p>2021年 6月 当社取締役（現任）</p> <p>2022年 4月 帝人グループ理事 コーポレートビジネスインキュベーション部門長補佐 兼 再生医療新事業部長</p> <p>帝人ナカシマメディカル株式会社取締役</p> <p>2023年 4月 帝人株式会社ミッション・エグゼクティブ 再生医療・埋込医療機器部門長</p> <p>帝人メディカルテクノロジー株式会社取締役（現任）</p> <p>2023年 6月 再生医療イノベーションフォーラム 理事（現任）</p> <p>2023年 8月 帝人リジェネット株式会社取締役</p> <p>2025年 3月 ラクオリア創薬株式会社 社外取締役（監査等委員）（現任）</p> <p>2026年 4月 帝人株式会社コーポレート・エグゼクティブ コーポレート新事業部門長（現任）</p> <hr/> <p><b>（取締役候補者の選任理由）</b></p> <p>中野貴之氏は、武田薬品工業株式会社の国内および海外拠点でグローバルな医薬品の研究開発およびワクチン事業の運営に長年携わってきた経験に加え、2021年1月からは帝人株式会社において経営企画および再生医療・埋込医療機器事業に携わってきた経験を有しております。また、2023年8月からは、新たに設立された帝人リジェネット株式会社において、再生医療等製品のCDMO（開発受託・製造受託）事業の発展に尽力してきた経験を有しております。</p> <p>これらの豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくため、取締役として選任をお願いするものであります。</p>

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況
<p style="text-align: center; font-size: 2em; font-weight: bold;">4</p> <p style="text-align: center; background-color: #800000; color: white; padding: 5px; font-weight: bold;">再任</p>	<div style="text-align: center;">  <p>わかばやし あきのぶ <b>若林 晃伸</b> (1984年10月16日生)</p> <p>所有する当社の株式数 1,000株</p> <p>取締役在任期間：1年</p> <p>取締役会出席回数（2025年度） 10回／10回（100%）</p> </div>	<p>2007年 4月 帝人フリエイティブスタッフ株式会社入社 経理部 2013年 5月 Teijin Holdings Netherlands B.V.（オランダ駐在） 2016年 4月 帝人ファーマ株式会社 管理部 新規事業企画担当 2020年 10月 帝人株式会社 経営戦略部 中期経営計画立案担当 2023年 10月 当社出向 経営管理部 2024年 7月 当社執行役員 戦略企画室長 2025年 4月 中小企業診断士 登録 2025年 6月 当社取締役執行役員（現任） 2025年 10月 当社経営管理部長（現任）</p> <p><b>（取締役候補者の選任理由）</b> 若林晃伸氏は、帝人株式会社での経理財務・経営戦略の実務経験があり、当社の経営戦略の実行加速、帝人グループでの協創発揮といった観点で、当社の企業価値向上に貢献すると判断し、取締役として選任をお願いするものであります。</p>

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況
<p style="text-align: center; font-size: 2em; font-weight: bold;">5</p> <p style="text-align: center; background-color: #800000; color: white; padding: 2px;">再任</p> <p style="text-align: center; background-color: #333; color: white; padding: 2px;">社外</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">独立</p>	<div style="text-align: center;">  <p>まさい としゆき <b>正井 俊之</b> (1952年8月5日生)</p> <p>所有する当社の株式数 —</p> <p>取締役在任期間：4年</p> <p>取締役会出席回数 (2025年度) 13回/13回 (100%)</p> </div>	<p>1980年 3月 株式会社ニコン入社  2001年 9月 同社広報部ゼネラルマネージャー  2004年 1月 同社執行役員 ニコンInc.社長 (米州)  2007年 9月 同社執行役員 ニコンヨーロッパBV社長 (欧州)  2009年 6月 同社取締役 兼 常務執行役員 インストルメントカンパニー社長  2009年 7月 日本顕微鏡工業会 副会長  2013年 6月 日本光学測定器工業会 会長  2014年 6月 株式会社ニコン取締役  日本電子株式会社取締役 兼 副社長執行役員  2017年 6月 株式会社ニコン顧問  日本電子株式会社顧問  2022年 3月 株式会社府中カントリークラブ取締役  2022年 6月 当社社外取締役 (現任)  2024年 3月 株式会社府中カントリークラブ常務取締役</p> <p><b>(社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要)</b></p> <p>正井俊之氏は、株式会社ニコンにおける長年の経験に加え、米国、欧州といった海外拠点の経営に携わってきた経験を有しております。当社事業の持続的な成長と企業価値の向上を図るため、法令遵守及び倫理的な精神を持ち、かつ適切に当社を運営するための知識、経験及び実績等を兼ね備えていると判断しております。また、日本顕微鏡工業会副会長及び日本光学測定器工業会会長として、業界の発展をリードしてきた経験を有しております。</p> <p>同氏が選任された場合は、これらの豊富な経験と幅広い見識を生かし、独立的な立場から当社の経営に参与していただく予定です。</p> <p>当社は、社外取締役正井俊之氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。</p>

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況
<p style="text-align: center;"><b>6</b></p> <p style="text-align: center;"><b>再任</b></p> <p style="text-align: center;"><b>社外</b></p> <p style="text-align: center;"><b>独立</b></p>	<div style="text-align: center;">  <p>きたじま やすお <b>北島 康雄</b> (1943年6月22日生)</p> <p>所有する当社の株式数 —</p> <p>取締役在任期間：3年</p> <p>取締役会出席回数（2025年度） 13回／13回（100%）</p> </div>	<p>1968年 4月 岐阜大学医学部小児科 研修医 1968年 12月 医師免許取得 1969年 4月 岐阜大学大学院医学研究科（生化学） 1974年 1月 医学博士学位授与 1975年 3月 アメリカテキサス大学博士研究員（Postdoctoral fellow）（植物学部細胞生物学）留学 1977年 4月 岐阜大学医学部皮膚科 助手 1981年 7月 日本皮膚科学会皮膚科専門医 1981年 10月 岐阜大学医学部皮膚科 講師 1983年 6月 自治医科大学皮膚科 助教授 1993年 7月 岐阜大学医学部皮膚科 助教授 1994年 4月 岐阜大学医学部皮膚科 教授 2000年 9月 日本医真菌学会認定専門医 2002年 4月 岐阜大学医学部附属病院長 2009年 4月 社会医療法人厚生会木沢記念病院 院長代行・理事 2011年 4月 社会医療法人厚生会木沢記念病院 院長・理事 2018年 3月 社会医療法人厚生会木沢記念病院 名誉院長・理事 2020年 4月 一般財団法人誠仁会理事長（現任） 2022年 1月 社会医療法人厚生会中部国際医療センター 名誉院長・理事（現任） 2023年 6月 当社社外取締役（現任）</p> <hr/> <p><b>（社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要）</b></p> <p>北島康雄氏は、2002年から岐阜大学医学部附属病院長として、2009年から社会医療法人厚生会木沢記念病院 院長・理事として、長年、病院経営に携わり、優れた経営実績と豊富な経験を有しております。当社事業の持続的な成長と企業価値の向上を図るため、法令遵守及び倫理的精神を持ち、かつ適切に当社を運営するための知識、経験及び実績等を兼ね備えていると判断しております。</p> <p>また、岐阜大学医学部皮膚科教授、日本皮膚科学会副理事長、日本医学会評議員などを歴任され、2010年からはBest doctors in Japanの一人として何度も選出されており、医学界の発展に貢献してきた実績を有しております。同氏が選任された場合は、これらの豊富な経験と幅広い見識を生かし、独立的な立場から当社の経営に関与いただく予定です。</p> <p>当社は、社外取締役北島康雄氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。</p>

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 山田一登氏、若林晃伸氏は、第27期定時株主総会（2025年6月19日）において新たに取締役に選任されましたので、取締役会の開催回数が他の取締役と異なります。
3. 当社は、中野貴之氏、正井俊之氏、北島康雄氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、200万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額としており、中野貴之氏、正井俊之氏、北島康雄氏の再任が承認された場合は、各氏との当該契約を継続する予定であります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされた場合において、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
5. 当社の親会社（その子会社も含む。）における現在又は過去10年間の地位・担当については、各候補者の略歴に記載のとおりであります。

## 第2号議案

# 役員退職慰労金制度の廃止に伴う打ち切り支給の件

当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、2026年5月20日開催の取締役会及び監査役会において、本總會終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止することを決議いたしました。これに伴い、在任中の取締役4名（うち社外取締役2名）及び監査役2名（うち社外監査役2名）に対し、本總會終結の時までの在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準による相当額の範囲内で、退職慰労金の打ち切り支給をいたしたいと存じます。なお、支給の時期につきましては、各取締役及び監査役の退任時とし、その具体的金額、方法等は退任取締役については取締役会に、退任監査役については監査役の協議にご一任いただきたいと存じます。

役員退職慰労金打ち切り支給の対象となる取締役及び監査役の略歴は次のとおりです。

氏名（生年月日）	略歴
やまだ かずと <b>山田 一登</b> (1973年1月30日生)	2025年 6月 当社代表取締役 社長執行役員（現任）
おおすか としひろ <b>大須賀 俊裕</b> (1957年1月15日生)	2004年 6月 当社取締役 専務執行役員（現任）
まさい としゆき <b>正井 俊之</b> (1952年8月5日生)	2022年 6月 当社社外取締役（現任）
きたじま やすお <b>北島 康雄</b> (1943年6月22日生)	2023年 6月 当社社外取締役（現任）
かとう たかひろ <b>加藤 孝浩</b> (1969年3月21日生)	2008年 6月 当社社外監査役（現任）
おがわ かおる <b>小川 薫</b> (1958年4月3日生)	2017年 6月 当社社外監査役（現任）

以上

# 事業報告 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

## 会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当事業年度（2025年4月1日から2026年3月31日）におけるわが国経済は、インバウンド需要の継続的な増加や賃上げによる消費支援などを背景に、緩やかな回復基調を維持しました。一方で、イラン情勢の緊迫化を含む地政学的リスクの長期化などから、景気の先行きには依然として不透明感が残る状況が続いています。

このような状況の下、当社は再生医療製品事業、再生医療受託事業、ラボサイト事業を展開し、新規パイプラインの開発にも積極的に取り組みました。

なお、当第1四半期会計期間より、ラボサイト・ブランドを訴求した事業展開をさらに強化・発展させ、事業内容をより明確に表現するため、従来「研究開発支援事業」としていた報告セグメントの名称を「ラボサイト事業」に変更しております。

各セグメントにおける概況及び新規パイプライン開発に関する特記事項は、以下のとおりです。

#### [再生医療製品事業]

当事業年度における再生医療製品事業の売上高は、1,354,493千円（前期比9.3%減）となりました。

##### 皮膚領域：自家培養表皮ジェイス

熱傷では、通期を通して対象となる患者数が減少したものの、当該疾患の標準的な治療の一つとしては広く認知されており、第4四半期においての受注は回復傾向となりました。重症熱傷における高評価を受け、更なる救命への貢献を進めてまいります。

先天性巨大色素性母斑及び表皮水疱症では、対象患者が一巡し受注が減少しましたが、治療成績を評価し、普及に向けた施策を推進します。

##### 皮膚領域：メラノサイト含有自家培養表皮ジャスミン

一部医療機関での導入準備に時間を要したものの、白斑治療に注力する施設との連携による患者アクセス向上の取り組みが進展しました。その結果、拠点施設が42施設まで拡大し、期末にかけて新規施設から受注を獲得するなど、増収に向けた基盤構築が進みました。

##### 軟骨領域：自家培養軟骨ジャック

変形性膝関節症への適応拡大に関し、2026年1月に保険収載されたことを機に、中長期的な成長を支える主力製品へと位置づけが変化しました。有効性・安全性を訴求する説明会や、新しい手術手技の提案等により既存施設での継続使用が大きく進展しました。契約施設数は全国125施設まで拡大し、3月には過去最高となる月間30例の受注を達成するなど、期末にかけて受注件数が大幅に増加しました。

##### 角膜領域：自家培養角膜上皮ネピック・自家培養口腔粘膜上皮オキュラル

既存施設での新規患者の伸び悩みにより受注が減少しました。一方で、販売を担う株式会社ニデックとの連携により、新規施設の開拓や潜在患者への治療啓発を推進しており、角膜移植実績のある全国有数の新規施設で採用されるなど成果が現れています。引き続き、新規施設での治療の定着や潜在患者への治療啓発を進めます。

#### [再生医療受託事業]

当事業年度における再生医療受託事業の売上高は、546,371千円（前期比23.5%減）となりました。

帝人（帝人株式会社）関連ではマイルストーン達成の翌期への期ずれが生じたこと、また一般顧客からの受託においても、前年度に計上された特定顧客からのスポット収入が剥落した影響等により、減収となりました。

一方で、商用生産までを一気通貫で支援する独自の価値提供により、複数案件が高付加価値フェーズへと移行しました。具体的には、アクチュアライズ株式会社、株式会社VC Cell Therapy、株式会社メトセラ、AlliedCel株式会社との案件が着実に進展しており、特定顧客に依存しない強固な事業ポートフォリオへの転換が進んでいます。引き続き、顧客のシーズの製品化を伴走支援する「イノベーションパートナー」としての仕組みづくりに注力します。

#### [ラボサイト事業]

当事業年度におけるラボサイト事業の売上高は、281,879千円（前期比13.5%増）となりました。

欧州では、EpiSensA（エピセンサ）への関心が高く、定期顧客数が8社に達するなど増収を牽引しました。本格展開に向けてドイツでの子会社設立準備を進めております。インドでは、表皮モデルに加え角膜モデルへの関心も高まりつつあり、現地ニーズに応じた営業活動を積極的に展開しています。国内では、EpiSensAの技術講習会による手技指導に加え、帝人構造解析センターとの連携による体制強化を行い受注が拡大しました。新規製品である研究用腸管上皮モデルについては、大阪大学からの技術移管を進め、製品ラインアップの充実を図るとともに、創薬や食品などの新規業界への展開を見据えた開発を推進しています。

#### [新規パイプラインの開発等]

##### 皮膚領域

他家（同種）培養表皮（開発名：Allo-JaCE03）は、熱傷を含む皮膚欠損を適応とし、2026年3月に製造販売承認申請を行いました。独自の乾燥技術により「常温での長期保管」と「即時使用（迅速な提供）」を両立させた特長を有しており、救急現場への迅速な提供を目指すとともに、海外市場への展開も視野に入れてまいります。

##### 軟骨領域

自家培養軟骨ジャックは、適応症に変形性膝関節症を追加する一部変更承認を2025年5月に取得し、2026年1月に保険収載されました。他にも、膝領域の治療を目的とした新製品の開発を、帝人と共同で取り組んでいます。

##### がん領域

当社製造による自家CAR-T細胞製剤\*は、名古屋大学で急性リンパ性白血病（ALL）に対する医師主導治験が開始され、第I/II相医師主導治験実施中です。低コストで製造できる自家CAR-T細胞由来治療技術を活かし、がん以外の他疾患への事業拡大を検討中です。

柏の葉「再生医療プラットフォーム」で、帝人、国立研究開発法人国立がん研究センター東病院、三井不動産株式会社と協働し事業展開を加速しています。

\*名古屋大学・信州大学と特許ライセンス契約を締結した、CD19陽性の急性リンパ性白血病の治療を目的とした、低コストで製造できる自家CAR-T細胞由来治療薬開発

こうした結果、当事業年度における売上高は2,182,745千円（前期比11.1%減）となりました。営業損失は549,445千円（前期は238,315千円の営業損失）、経常損失は537,443千円（前期は234,487千円の経常損失）、当期純損失は734,751千円（前期は255,304千円の当期純損失）となりました。これは主に、特別損失として投資有価証券評価損149,999千円および設備の除却等に伴う固定資産除却損43,332千円を計上したことに加え、国庫補助金の受け入れに伴い固定資産圧縮損31,816千円を計上したことによるものであります。

セグメント別では、再生医療製品事業の売上高は、1,354,493千円（前期比9.3%減）、再生医療受託事業の売上高は、546,371千円（前期比23.5%減）、ラボサイト事業の売上高は、281,879千円（前期比13.5%増）となりました。

## (参考) 各事業の概要

### [再生医療製品事業]

当社は再生医療製品事業として自家培養表皮ジェイス、自家培養軟骨ジャック、自家培養角膜上皮ネピック、自家培養口腔粘膜上皮オキュラル及びメラノサイト含有自家培養表皮ジャスミンの製造販売を行っています。

- ・自家培養表皮ジェイス（皮膚領域）

自家培養表皮ジェイスは、2009年1月に重症熱傷を適応として保険収載された国内初の再生医療等製品であり、先天性巨大色素性母斑及び表皮水疱症（栄養障害型と接合部型）にも適応を拡大しています。ジェイスの保険適用に関しては、患者一連の製造につき保険算定できる枚数の上限が設定されており、熱傷治療は40枚（医学的に必要がある場合に限り50枚）、先天性巨大色素性母斑治療は30枚、表皮水疱症（栄養障害型と接合部型）治療は50枚が保険算定限度となっています。

- ・自家培養軟骨ジャック（軟骨領域）

自家培養軟骨ジャックは、2013年4月に保険収載された国内第2号の再生医療等製品であり、膝関節における外傷性軟骨欠損症又は離断性軟骨骨炎（変形性膝関節症を除く）を適応としています。2019年1月には、ジャックの移植時に用いていた患者自身の骨膜に代わって人工のコラーゲン膜を使用する一部変更承認を取得し、手術侵襲の低減と簡便化を実現しました。2022年6月には、承認後の使用成績調査について再審査が終了し、承認時の有効性及び安全性が改めて確認されました。2025年5月に、適応症に変形性膝関節症を追加する一部変更承認申請を取得し、2026年1月に保険収載されました。

- ・自家培養角膜上皮ネピック（角膜領域）

自家培養角膜上皮ネピックは、2020年6月に保険収載された眼科領域では国内初となる再生医療等製品であり、角膜上皮幹細胞疲弊症（スティーヴンス・ジョンソン症候群・眼類天疱瘡・移植片対宿主病・無虹彩症等の先天的に角膜上皮幹細胞に形成異常を来す疾患・再発翼状片・特発性の角膜上皮幹細胞疲弊症の患者を除く）を適応としています。

- ・自家培養口腔粘膜上皮オキュラル（角膜領域）

自家培養口腔粘膜上皮オキュラルは、角膜上皮幹細胞疲弊症を適応としており、2021年12月に保険収載されました。口腔粘膜上皮細胞を用いて両眼性の角膜上皮幹細胞疲弊症を治療することが可能な、世界初の再生医療等製品です。

- ・メラノサイト含有自家培養表皮ジャスミン（皮膚領域）

メラノサイト含有自家培養表皮ジャスミンは、メラノサイト（色素細胞）が保持されるように培養された表皮細胞シートです。非外科的治療が無効又は適応とならない白斑を適応として、2024年10月に保険収載されました。

### [再生医療受託事業]

当社は再生医療受託事業において、再生医療等製品の受託開発ならびにコンサルティング及び特定細胞加工物製造受託を行っています。

- ・再生医療等製品の受託開発

再生医療等製品の承認を目指すアカデミアや企業に対し、研究開発段階の設計から商用生産までを一気通貫で支援する開発製造受託（CDMO）・開発業務受託（CRO）サービスを提供しています。自社製品開発・製造で培ったノウハウやGCTP適合設備を活かし、細胞種や製品形態を問わずシームレスに支援します。特に近年はiPS細胞由来製品など、自社開拓による高付加価値案件が拡大し、事業ポートフォリオの多角化が進んでいます。

- ・コンサルティング・特定細胞加工物製造受託

再生医療の提供機関に対し、提供計画の作成や細胞加工施設運営の支援を行うほか、厚生労働省許可施設にて特定細胞加工物の製造を受託しています。

#### [ラボサイト事業]

当社はラボサイト事業において、自社製品の開発で蓄積した高度な培養技術を応用した研究用ヒト培養組織の製造販売を行っています。

##### ・ラボサイトシリーズ

研究用ヒト培養組織ラボサイトシリーズは、動物実験を代替する試薬です。日用品、医薬品、化粧品及び化学用品メーカーなど、化学物質を扱う企業向けに販売しています。製品ラインアップとして、ヒト3次元培養表皮エピ・モデル/EPI-KITとヒト3次元培養角膜上皮角膜モデルを保有しています。エピ・モデル24を用いた皮膚刺激性試験法、皮膚腐食性試験法ならびに花王株式会社が開発した皮膚感受性試験法（EpiSensA：エピセンサ）、そして角膜モデル24を用いた眼刺激性試験法は、標準法の一つとして経済協力開発機構（OECD）のテストガイドラインに記載されており、日本国内においてはトップシェアを占めるモデルとなっています。さらに、エピ・モデル24を用いた医療機器の皮膚刺激性試験法は国際規格ISO10993-23に記載されています。

### 事業の部門別売上高

事業別	売上高
再生医療製品事業	1,354,493千円（前期比 9.3%減）
再生医療受託事業	546,371千円（前期比 23.5%減）
ラボサイト事業	281,879千円（前期比 13.5%増）
合計	2,182,745千円（前期比 11.1%減）

### (2) 設備投資の状況

当事業年度における設備投資は、基盤整備に係るサーバー及びネットワーク関連機器の購入等により、総額70,712千円でありました。

### (3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

当社は、「再生医療をあたりまえの医療に」という長期ビジョンのもと、再生医療等製品の研究開発から製造・販売までを一貫して担うプラットフォーマーとして、日本の再生医療の産業化に貢献してきました。さらに多くの患者や顧客に価値を届けるため、事業基盤の安定化と中長期的な企業価値向上に向けて当社が優先的に取り組むべき課題は以下のとおりです。

##### ① 再生医療製品事業：主力製品および新規パイプラインの売上拡大による収益基盤の確立

自家培養軟骨ジャックは、変形性膝関節症を対象疾患とする適応拡大が2025年5月に承認され、2026年1月に保険収載されました。本適応は患者数が多い国民病領域であり、当社の収益成長を牽引する最重要製品と位置づけています。本製品を着実に市場に届けることで売上を拡大し、安定した収益基盤を確立することを最優先事項として取り組んでいきます。

加えて、メラノサイト含有自家培養表皮「ジャスミン」の患者認知の向上を進めるとともに、乾燥保存・即応性を特長とする他家（同種）培養表皮（開発名：Allo-JaCE03）の製造販売承認取得に向けて注力します。

これまで築き上げてきた再生医療等製品を提供するフルバリューチェーンを更に強化し、再生医療製品事業全体での売上拡大と早期の安定黒字化を目指すとともに、更なる新規パイプラインの獲得・開発についても、技術の目利き力を活かして加速していきます。

##### ② 再生医療受託事業：高付加価値フェーズへの移行と能力増強

当社は、これまでに再生医療等製品5製品を上市してきた実績とノウハウ、GCTP省令に準拠した製造・品質管理体制を強みとして、幅広い顧客に対して、再生医療の多様性をふまえた製品の作りこみや生産・販売体制の提案などのトータルソリューションを提供してきました。

今後は、治験製品の製造支援にとどまらず、商用生産段階（CMO）を見据えた高付加価値サービスへとフェーズを進めることで、長期的かつ安定的な収益源として育成していきます。特定顧客への依存を回避しつつ、国内外の新規顧客の獲得を進めるため、生産能力の増強、グローバル顧客に対するアプローチ強化、人材育成、帝人との協創等の更なる能力増強に取り組みます。

##### ③ ラボサイト事業：グローバル展開の加速と新領域の開拓

2024年6月にラボサイトを使用した皮膚感作性試験法「EpiSensA（エピセンサ）」がOECDテストガイドラインに収載されました。また、新たな製品ラインナップとして「研究用腸管上皮モデル」の開発に着手しています。

動物実験代替法への関心が世界的に高まる中、動物実験に代わる試験法導入の潮流が高まっており、この潮流を成長機会と捉え、海外市場における販路拡大、製品ラインナップの拡充、欧州を中心とした安定供給体制の構築に取り組んでまいります。加えて、化粧品分野に加え、創薬、医療機器、食品等の新たな分野への展開を進めることで収益基盤の多角化を図ります。

#### ④ 人的資本経営と基盤強化

当社は、再生医療の産業化という新しい領域への挑戦を日々続けており、高度な専門性を有する人材を維持・育成していくこと、長期的にわたる技術・ノウハウの蓄積が極めて重要です。

当社は、専門人材の安定的な確保と育成を重要な経営課題と位置付け、処遇改善、研修制度の充実、働きやすい職場環境の整備を通じて、人的資本への投資を継続してまいります。あわせて、多様な働き方の推進や次世代リーダーの育成を進めることで、環境変化に柔軟に対応できる組織基盤を構築し、中長期的な企業価値の向上につなげていきます。

### (5) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社の状況

##### 1. 親会社等との関係

当社の親会社は帝人株式会社であります。

帝人は、当社の普通株式に対する公開買付けを通じて、2021年3月9日付で当社株式23,439,173株（所有割合57.71%）を取得しました。これにより帝人は、57.72%（2026年3月31日現在）の議決権を有する当社の親会社に該当しています。

##### 2. 親会社等との間の取引等に関する事項

当社は、親会社等の企業グループとの取引等を行う際は、少数株主の利益を害することのないよう、法令や社内規定に基づき当該取引の必要性や一般的な取引条件と同等であることを確認した上で、合理的に判断しています。支配株主を有する上場会社として、コーポレートガバナンス・コードに則り、少数株主の利益保護の観点から、より一層の体制強化に取り組んでいます。

当社は、コーポレートガバナンス・コード補充原則4-8③に基づき、コーポレート・ガバナンスの強化及び経営の透明性の確保、並びに少数株主の利益保護及び株主の公正性・公平性の担保に資することを目的に、独立社外取締役を3分の1以上（2名）確保しています。また、2022年7月から、独立社外取締役を含む独立性を有する者で構成する特別委員会を設置しています。委員は、独立社外取締役正井俊之、独立社外取締役北島康雄、社外監査役加藤孝浩、社外監査役小川薫の4名で、委員長は独立社外取締役正井俊之が務めます。

##### 3. 親会社と締結している重要な財務及び事業の方針に関する契約等の内容の概要

当社の重要な財務及び事業の方針に関し、当社は親会社である帝人株式会社との間で資本業務提携契約を締結しています。本契約の中で、事前承諾事項として、当社は、以下の事項を行い又は決定する場合には、当該事項を行い又は当該決定を行う日の遅くとも2週間前までに帝人に対し書面による通知を行い、帝人の事前の書面による承諾を取得するものとしています。

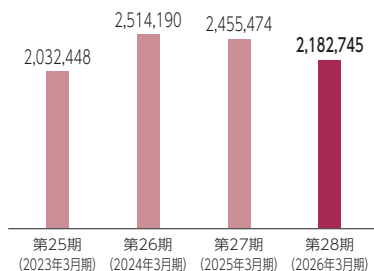
- (i) 子会社又は関連会社の異動
- (ii) 上場廃止基準に該当する若しくはそのおそれのある行為又は上場廃止の申請
- (iii) 第三者との間での本業務提携に類似する業務提携（合併会社の設立及びライセンスの付与を含む）
- (iv) 組織変更、合併、株式交換、会社分割、事業の全部若しくは一部の譲渡又は譲受その他これらに準ずる行為

#### ② 重要な子会社の状況

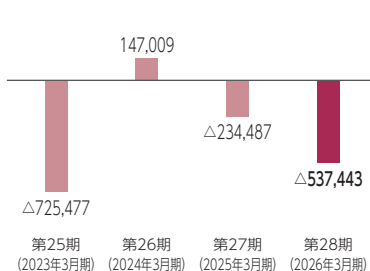
該当事項はありません。

## (6) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

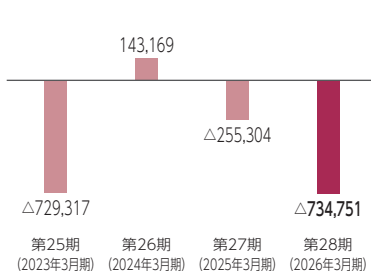
## 売上高 (単位：千円)



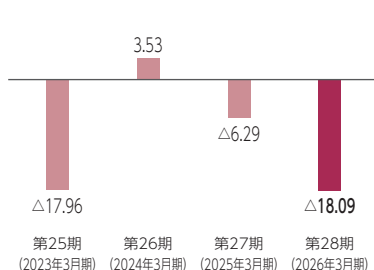
## 経常損益 (単位：千円)



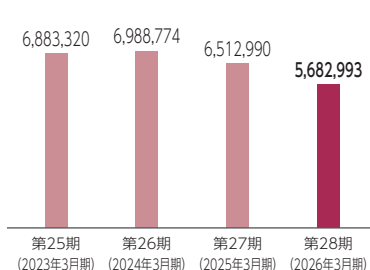
## 当期純損益 (単位：千円)



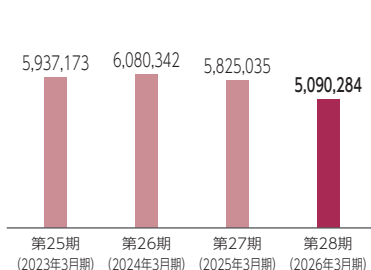
## 1株当たり当期純損益 (単位：円)



## 総資産 (単位：千円)



## 純資産 (単位：千円)



		第25期 (2023年3月期)	第26期 (2024年3月期)	第27期 (2025年3月期)	第28期 (2026年3月期)
売上高	(千円)	2,032,448	2,514,190	2,455,474	2,182,745
経常損益	(千円)	△725,477	147,009	△234,487	△537,443
当期純損益	(千円)	△729,317	143,169	△255,304	△734,751
1株当たり当期純損益	(円)	△17.96	3.53	△6.29	△18.09
総資産	(千円)	6,883,320	6,988,774	6,512,990	5,682,993
純資産	(千円)	5,937,173	6,080,342	5,825,035	5,090,284

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、1株当たり当期純損益については小数点第2位未満を四捨五入しております。

## (7) 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

当社は、再生医療等製品の研究開発・製造・販売と、再生医療に関する開発製造受託（CDMO）や開発業務受託（CRO）を提供する再生医療受託、並びに研究開発支援製品の研究開発・製造・販売を事業として営んでいますが、その概要は次のとおりです。

- ・再生医療製品事業……細胞培養技術を利用した再生医療等製品（表皮、軟骨、角膜等）の研究開発・製造・販売
- ・再生医療受託事業……再生医療等製品の開発製造受託（CDMO）及び再生医療等製品の開発業務受託（CRO）
- ・ラボサイト事業……研究用ヒト培養組織の研究開発・製造・販売

## (8) 主要な事業所 (2026年3月31日現在)

本社 愛知県蒲郡市三谷北通6丁目209番地の1



## (9) 従業員の状況 (2026年3月31日現在)

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
200名 (23名)	4名減	39.7歳	12年

事業区分	従業員数
再生医療製品事業	97名 (11名)
再生医療受託事業	22名 (3名)
ラボサイト事業	14名 (2名)
全社（共通）	67名 (7名)
合計	200名 (23名)

- (注) 1. 従業員数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。  
2. 「全社（共通）」として記載している従業員数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

## (10) 主要な借入先 (2026年3月31日現在)

該当事項はありません。

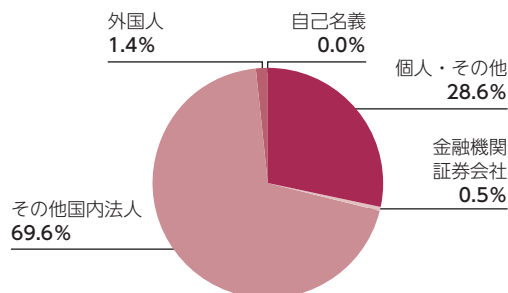
## [その他の記載事項]

- ①その他企業集団の現況に関する重要な事項  
該当事項はありません。
- ②事業の譲渡、合併等企業再編行為等  
該当事項はありません。

## 会社の株式に関する事項 (2026年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 55,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 40,610,200株  
(うち自己株式 250株)
- (3) 株主数 12,201名

所有者別 株式分布状況



### (4) 大株主

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
帝人株式会社	23,439,173	57.71
株式会社ニデック	4,227,200	10.40
前田陽子	342,400	0.84
五味大輔	330,000	0.81
小澤洋介	292,000	0.71
J-TEC従業員持株会	244,889	0.60
サーラエナジー株式会社	184,000	0.45
上田八木短資株式会社	149,500	0.36
楽天証券株式会社	138,400	0.34
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	115,164	0.28

(注) 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式 (250株) を控除して計算しております。

### (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

該当事項はありません。

## 会社の新株予約権等に関する事項

### (1) 当事業年度末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

### (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

### (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の状況 (2026年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 社長執行役員	山 田 一 登	
取締役 専務執行役員	大須賀 俊 裕	
取締役	中 野 貴 之	帝人株式会社 ミッション・エグゼクティブ 再生医療・埋込医療機器部門長 帝人メディカルテクノロジー株式会社 取締役 ラクオリア創薬株式会社 社外取締役 (監査等委員)
取締役 執行役員	若 林 晃 伸	
取締役 (社外)	正 井 俊 之	
取締役 (社外)	北 島 康 雄	一般財団法人誠仁会 理事長 社会医療法人厚生会中部国際医療センター 名誉院長・理事
常勤監査役	半 田 悌 彦	
監査役 (社外)	加 藤 孝 浩	クローバー・ブレイン株式会社 代表取締役 株式会社岐阜造園 監査役
監査役 (社外)	小 川 薫	日本ケミコン株式会社 社外監査役

- (注) 1. 取締役正井俊之氏、北島康雄氏は、社外取締役であります。  
監査役加藤孝浩氏、小川薫氏は、社外監査役であります。
2. 当事業年度中の取締役及び監査役の地位、担当及び重要な兼職の異動は次のとおりであります。  
取締役中野貴之氏は、帝人ナカシマメディカル株式会社の取締役及び、帝人リジェネット株式会社の取締役を兼務しておりましたが、同社の取締役を2025年6月に任期満了のため退任いたしました。  
取締役正井俊之氏は、株式会社社府中カントリークラブの常務取締役を兼務しておりましたが、同社の取締役を2026年3月に任期満了のため退任いたしました。
3. 常勤監査役半田悌彦氏は、当社における豊富な経験を通じて、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
監査役加藤孝浩氏は、公認会計士、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
監査役小川薫氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、取締役正井俊之氏、北島康雄氏、監査役加藤孝浩氏、小川薫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 当社と社外取締役正井俊之氏、北島康雄氏、取締役中野貴之氏及び監査役半田悌彦氏、加藤孝浩氏、小川薫氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。  
当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、200万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額としております。
6. 役員等賠償責任保険 (D&O保険) 契約の内容の概要等  
当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険 (D&O保険) 契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社取締役及び監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者が負担することになる株主代表訴訟、第三者訴訟、会社訴訟、ADR、行政手続及び刑事手続の争訟費用、損害賠償金及び和解金 (以下これらの金銭を併せて「損害」といいます。) を填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、違法な利得行為又は故意による法令違反行為に起因する損害の場合には填補の対象としないこととしております。

## (2) 取締役及び監査役の報酬等

### ① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月15日開催の第328回取締役会において、令和元年改正会社法（第361条第7項）及び会社法施行規則（第98条の5）に基づき、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針について下記のとおり決議しております。

#### 1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、業績向上に対する取締役の意欲や士気を一層高め、企業価値の持続的な向上を図るための報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。また、取締役の報酬は、固定報酬のみを支払うこととする。

#### 2. 固定報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の報酬は、月例の固定報酬とし、2006年6月29日開催の第8期定時株主総会で承認された報酬総額の範囲内（年額3億円以内）において、その職務の内容、各期の業績、貢献度等を総合的に勘案して決定するものとする。

#### 3. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議にもとづき代表取締役社長執行役員がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の固定報酬の額の決定とする。

当社の役員報酬等は、株主総会で承認された報酬総額の範囲内において、その職務の内容、各期の業績、貢献度等を総合的に勘案して決定しております。

また、当社の役員報酬等は固定報酬のみとし、業績連動の報酬は支給しておりません。

当社は2006年6月29日開催の第8期定時株主総会決議において、取締役の報酬限度額を3億円以内と定めております。当該定時株主総会終結時点の取締役員数は8名（うち社外取締役は3名）です。また、2004年6月30日開催の第6期定時株主総会決議において、監査役の報酬限度額を5千万円以内と定めております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

当期における取締役の報酬は2025年6月19日の取締役会において、代表取締役社長執行役員山田一登に一任する旨を決議しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、取締役会において一任を受けた代表取締役社長執行役員山田一登は、上記の報酬限度額内で各取締役の報酬を決定しています。また、監査役の報酬は、2025年7月15日の監査役会において、上記の報酬限度額内で各監査役の報酬金額を決議しております。

## ② 当事業年度に係る報酬等の総額等

役員区分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	47,796 (4,800)	47,796 (4,800)	－ (－)	－ (－)	8 (2)
監査役 (うち社外監査役)	11,331 (3,870)	11,331 (3,870)	－ (－)	－ (－)	4 (2)
合計 (うち社外役員)	59,128 (8,670)	59,128 (8,670)	－ (－)	－ (－)	12 (4)

(注) 1. 上記には、2025年6月19日開催の第27期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名及び監査役1名を含んでおります。

(注) 2. 取締役の報酬には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

## ③ 当事業年度において支払った役員退職慰労金

2025年6月19日開催の第27期定時株主総会決議に基づき、同総会終結の時をもって退任した取締役及び監査役に支払った役員退職慰労金は以下のとおりであります。

取締役 1名 20,100千円

監査役 1名 2,080千円

合計 2名 22,180千円

## (3) 社外役員に関する事項

### ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・ 取締役北島康雄氏は、一般財団法人誠仁会理事長、社会医療法人厚生会中部国際医療センター名誉院長・理事であります。なお、当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・ 監査役加藤孝浩氏は、公認会計士及び税理士であり、クローバー・ブレイン株式会社代表取締役、株式会社岐阜造園監査役であります。なお、当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・ 監査役小川薫氏は、公認会計士であり、日本ケミコン株式会社社外監査役であります。なお、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

## ② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 正井俊之	当事業年度に開催された取締役会13回のすべてに出席いたしました。主に当社事業の永続的な成長と企業価値の向上を図るため、法令遵守及び倫理的精神を持ち、議案審議等に必要な発言を客観的・中立的立場で適宜行っております。
取締役 北島康雄	当事業年度に開催された取締役会13回のすべてに出席いたしました。主に当社事業の永続的な成長と企業価値の向上を図るため、法令遵守及び倫理的精神を持ち、議案審議等に必要な発言を客観的・中立的立場で適宜行っております。
監査役 加藤孝浩	当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回、監査役会11回のすべてに出席いたしました。主に法令及び定款の遵守に係る見地から、監査に関する重要事項、取締役会の運営、内部監査の実施状況及び会計監査人との連携等に関し、必要な発言を適宜行っております。
監査役 小川 薫	当事業年度に開催された取締役会13回のすべてに、監査役会11回のうち10回に出席いたしました。主に法令及び定款の遵守に係る見地から、監査に関する重要事項、取締役会の運営、内部監査の実施状況及び会計監査人との連携等に関し、必要な発言を適宜行っております。

## ③ 会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者又は役員との親族関係

該当事項はありません。

## 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任 あずさ監査法人

### (2) 報酬等の額

区分	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	20,857千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20,857千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、取締役会、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 上記以外に、前事業年度の監査に係る追加報酬として2,200千円を支払っております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会社法第340条第1項各号に定められた解任事由に該当する状況にあり、かつ解任が相当と判断した場合には、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。なお、この場合には、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。また、監査役会は、当社都合の他、会計監査人への信頼を失わせる重大事由が発生したと認められる場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、当社取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

### (5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人は、当事業年度において責任限定契約を締結しておりません。

なお、当社定款にて、「当会社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任限度額は、1,600万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。」と定めております。

## 会社の体制及び方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

#### i) 業務の適正を確保するための体制の決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づく業務の適正を確保するための体制並びに金融商品取引法に基づく財務報告の信頼性を確保するための体制（以下、まとめて「内部統制システム」という。）を以下のとおり整備し、継続的に改善します。

#### 【取締役関連】

##### ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1. 当社は「企業理念」を企業経営の最優先事項に位置づけ、取締役はこれを高次元で達成するように職務を執行する。
2. 「行動指針」、「コンプライアンス・ポリシー」等を定め、取締役自らが率先垂範し、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する。
3. 取締役及び執行役員の中からコンプライアンス担当役員を任命し、コンプライアンスの徹底を図る。
4. 代表取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を設置する。コンプライアンス委員会は、コンプライアンス遵守状況を監視し、体制の点検・整備等により継続的な改善を実施する。また、これらの活動は取締役会及び監査役会に定期的に報告する。
5. 当社は、財務計算に関する報告その他の情報の適正性及び信頼性を確保するための体制を整備・運用するとともに、適時かつ適切に開示する。
6. 取締役が相互に監督することにより、職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する。また、非業務執行取締役が職務執行を監督することによって客観性を確保する。
7. 代表取締役の直轄部門として監査室を設置する。監査室は、監査役と連携のうえ、業務執行状況等の内部監査を実施し、取締役会及び監査役会に定期的に報告する。

##### ② 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1. 取締役会は、権限配分及び意思決定ルールに基づく効率的な職務執行の方法を定め、全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築する。
2. 取締役会は全社的な目標を定め、この目標達成のために、業務執行取締役及び執行役員は具体的手段・方法を立案して職務を遂行し、業務執行取締役及び執行役員で構成される経営会議において定期的に進捗状況をレビューする。

3. 業務運営に関する個別課題については、経営会議において審議する。なお、経営に関する重要事項については、その審議を経て取締役会において決定する。
4. 職務執行に係る職務分掌及び権限委譲に関する規定を定め、必要な手続きを経て承認を得た範囲で業務執行することにより、業務の効率化を図る。

### ③ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

1. 取締役の職務執行に係る情報は、文書（電磁的媒体を含む。以下同じ。）に記録する。文書は適切に保管し、毀損や流出を防止する。また、取締役及び監査役は、これらの文書を閲覧、謄写又は複写できる。
2. 電子化された情報の保存及び管理を確実に実施するため、「情報セキュリティ・ポリシー」に基づき、適正かつ合理的な情報セキュリティ管理及び適切なセキュリティレベルの維持を行う。

### 【監査役関連】

#### ① 監査役を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における従業員に関する事項、取締役からの独立性に関する事項、指示の実効性の確保に関する事項

1. 監査役を補助するために必要な補助作業を監査役から求められた場合、当社は当該監査役と協議し、職務を補助する補助員を確保する。
2. 補助員は、監査役の命令に関して、取締役及び執行役員等の指揮命令を受けない。
3. 補助員に対する人事異動、人事評価、処罰等においては、監査役より命令を受けて実施した補助業務について不利益な取扱いをしない。

#### ② 監査役への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

1. 監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会並びに経営会議の他、すべての会議及び委員会等に出席し、報告を受けることができる。
2. 監査役が求める重要な事項等について、取締役、執行役員及び従業員はすみやかに報告する。
3. 法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況並びに内部通報制度による通報情報及びその内容について、取締役、執行役員及び従業員は、監査役及び監査役会にすみやかに報告する。
4. 監査役に直接報告・相談を行った取締役、執行役員又は従業員に対して、報告・相談を行ったことを理由とする不利益な取扱いを禁止する。

### ③ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制、監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

1. 監査役は「監査役監査基準」に定める監査役監査の重要性、有用性を十分に認識し、取締役と協力して監査役監査を実効的に行うことのできる環境を整備する。
2. 監査役会と代表取締役、各取締役、監査法人は、監査業務の品質及び効率を高めるため、それぞれの間で定期的な意見交換を行い、緊密な連携を図る。
3. 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務について、監査の実効性を担保するために監査費用の予算措置を行い、監査役の職務の執行に係る費用等の支払いを行う。

### 【その他】

#### ① 従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1. 法令、定款及び当社の「企業理念」を従業員に遵守させるため、「行動指針」及び「コンプライアンス・ポリシー」を定め、すべての従業員に周知、徹底する。
2. 従業員が重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合は、責任者に直ちに報告し、必要に応じて取締役会及び監査役に報告する。
3. コンプライアンス上疑義のある事実等について、役職を問わず、これを知った者が情報提供を直接行うことのできる内部通報制度を設置する。
4. 内部通報制度の相談窓口の1つとして社外窓口を設置し、利用しやすい環境及び利用者の匿名性を担保する。また、利用者が不利益を被らない仕組みとする。
5. コンプライアンス違反者に対しては、就業規則に則った懲戒を含め、厳正に対処する。

#### ② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1. 当社は、リスク管理に関する規程を策定するとともに、コンプライアンス、環境、災害、品質及び情報セキュリティ等の様々なリスクに対応するため、それぞれの部署にリスク管理責任者を置き、リスクを把握、分析し、必要な対応策を講じる。
2. 組織横断的なリスク状況の監視及び全社的対応を行う機関として、代表取締役を委員長とするリスク管理委員会を設置する。また、リスク管理委員会は事業継続計画（BCP）を策定し、重大な災害に備える。
3. 情報を重要な会社資産として認識し、取締役及び執行役員の中から情報セキュリティ担当役員を任命するとともに、「情報セキュリティ・ポリシー」を策定し、適正かつ合理的な情報セキュリティ管理及び適切なセキュリティレベルの維持を行う。特に、個人情報に関しては「プライバシー・ポリシー」を定め、これを遵守する。
4. 重大な危機発生時には、代表取締役を本部長とする危機対策本部を設置し、損害の軽減及び復旧を図る。

### ③ サステナビリティへの取り組み状況

1. 当社は、サステナビリティ方針に基づく様々な活動について、関係するそれぞれの部署が責任をもって推進する。これらの活動が社会要請に基づく適正な活動であることを俯瞰的に確認する機関として、社長執行役員を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置している。また、これらの活動に伴うリスクを組織横断的に監視する機関として、社長執行役員を委員長とする「リスク管理委員会」を設置している。各委員会の活動については、当社取締役会に報告する。
2. 当社は「再生医療をあたりまえの医療に」というビジョンのもと、再生医療のリーディングカンパニーとして持続可能な社会の実現に貢献し、企業価値の向上に努めることをサステナビリティ方針とする。本方針のもと、地域との連携をはじめ、次世代への教育、支援、従業員にとってより働きやすい職場づくり、再生医療の普及に向けた啓発活動などに取り組む。
3. 当社における人材の多様性の確保を含む人材の育成に関する方針（人材育成方針）及び社内環境整備に関する方針（社内環境整備方針）は、以下のとおり。

#### ・人材育成方針

当社は「再生医療をあたりまえの医療に」をビジョンに掲げており、新しい世界に向けて挑戦する意欲のある人材を必要としている。ビジョンの実現には、年齢や性別、身につけた専門知識や技術等の多様な人材を集め、それぞれの力を最大限に発揮する必要がある。当社は、様々な背景や個性を持つ社員一人ひとり toward 向き合い、それぞれの特性に応じた人材育成に取り組む。

#### 1) 個々の専門性（知識・技能）の向上

社員のよりどころ（軸）となる知識や技能を一人ひとりの背景や個性に応じてサポートし、仕事への自信につなげる。

#### 2) 仕事を通じた自己成長の促進

身につけた知識や技能を仕事を通じて活用し、応用することでより高度な人格を形成させ、自律した社員を育成する。

#### 3) キャリア形成に対するサポート

社員一人ひとりが持つ様々な事情や希望を踏まえ、すべての社員が活躍できるキャリア形成をサポートする。

#### 4) 自己啓発に対する支援

社員が意欲的に学び、チャレンジする姿勢を促し、社員の成長につながる自己啓発や自己活動を支援する。

#### ・社内環境整備方針

当社が再生医療の産業化を実現し、永続的に成長するためには、社員が安心して生き生きと働ける職場環境の実現が必要である。当社は、社会環境や社員のライフステージの変化に対応できるように、多様な働き方が選べる制度を整備する。年齢や性別、専門性や雇用形態などの違いを踏まえ、すべての社員一人ひと

りが自分のキャリアに向き合い、将来を見据えて挑戦していく社内風土の醸成を目指す。

1) ワークライフマネジメントの推進

仕事とプライベートを単純に切り分けるのではなく、仕事とプライベートを融和させ、働きがいや自己成長につなげる。

2) 働くことによるこび

社員一人ひとりの役割や能力にあう目標を設定し、これを達成することで働くことへのよろこびや満足につなげる。

3) 持続可能な社会への貢献

顧客やエンドユーザーの声を社員に伝えることで自分の仕事が社会に貢献していることを認識させ、人生の充実につなげる。

4) コミュニケーションの充実

社員間の対話が活発に行われる社内風土を醸成し、よい人間関係を構築することにより自己肯定感の向上につなげる。

#### ④ 親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

1. 当社は、親会社を含む企業集団における企業統治（コーポレートガバナンス）の適正性を確保するため、グループ会社と相互に情報を共有し、グループポリシーを踏まえて当社の内部統制システムを構築する。
2. 当社は子会社を保有しないため、会社法及び会社法施行規則で定める「子会社の内部統制システムに係る管理」及び「子会社から監査役への報告の体制」の整備は対象外とする。

#### ⑤ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況

1. 市民社会の秩序及び安全に脅威を与える反社会的勢力並びに団体との関係の排除を「コンプライアンス・ポリシー」に定め、「反社会的勢力対応マニュアル」等に則り、毅然とした態度で対応する。
2. 平素から警察関係機関、弁護士等の専門機関と緊密な連携関係を構築し、反社会的勢力との取引や資金提供を疑われるような一切の関係を遮断する。

#### ii) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、業務の適正を確保するための体制に関する基本方針に基づいて、体制の整備とその適切な運用に努めております。当事業年度における当該体制の運用状況は、次のとおりであります。

##### ① コンプライアンスに対する取り組みの状況

代表取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンスに関する活動状況（内部通報の内容を含む。）について主管部署からの報告を受け、コンプライアンス体制の状況を確認しました。

コンプライアンス研修を継続的に実施するだけでなく、管理職向け、テーマ別、ディスカッションなどの様々な形式で実施することにより、役職員全体のコンプライアンス意識の向上を図っています。

## ② 職務執行の適正及び効率性の確保に対する取り組みの状況

取締役会は、取締役6名（うち独立社外取締役2名）で構成され、監査役3名も出席しております。取締役会は13回開催し、各議案についての審議、業務執行等の監督を行い、活発な意見交換がなされており、意思決定及び監督の実効性は確保されています。

当社は、経営と業務執行に関する機能と責任を明確化するために執行役員制度を導入しており、意思決定の迅速化、効率化を図っています。

## ③ 損失の危険の管理に関する取り組みの状況

代表取締役を委員長とするリスク管理委員会を開催し、顕在化したリスク案件及びその対応について主管部署からの報告を受け、リスク管理の状況について確認しました。

また、各部署からリスク課題及びアクションプランを収集し、全社のリスク重点課題を設定しました。これに対するアクションプランを立案・実行することでリスク案件の発生頻度の低下に努めました。さらに定期的な情報セキュリティ研修や継続的な啓蒙活動を実施し、役職員全体の情報セキュリティに関する意識及び知識の向上を図っています。

## ④ 監査役監査の実効性の確保に対する取り組みの状況

監査役会は、監査役3名（うち社外監査役2名）で構成されています。監査役会は11回開催し、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議・決議を行っています。また、常勤監査役については、コンプライアンス委員会等の重要な社内会議への出席や稟議書等の常時閲覧により、監査の実効性の向上を図っています。

## ⑤ 反社会的勢力排除に対する取り組みの状況

新規取引先との契約締結に関して、決裁手続きの徹底や反社会的勢力排除条項の契約書への記載等の対応を実施しています。また、地元警察や顧問弁護士との情報連携を図っています。

## (2) 株式会社の支配に関する基本方針

当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

### ① 当社の支配に関する基本方針

当社の財務及び事業の方針を決定する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的に確保、向上していくことを可能とする者であることが必要と考えています。

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保、向上に

資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。

また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様決定に委ねられるべきだと考えます。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、ステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社の価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような大規模買付行為を行う者は当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考え、かかる提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から経営を負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えます。

## ② 基本方針実現のための取り組み

### 1. 企業価値向上への取り組み

当社は、「医療の質的变化をもたらすTissue Engineeringをベースに、組織再生による根本治療を目指し、21世紀の医療そのものを変えてゆく事業を展開する。」ことを会社設立の趣旨とし、「再生医療の産業化を通じ、社会から求められる企業となる。法令・倫理遵守の下、患者様のQOL（生活の質）向上に貢献することにより、人類が生存する限り成長し続ける企業となる。その結果、全てのステークホルダーがより善く生きることを信条とする」という企業理念に基づいて事業を展開しています。当社は、医薬品医療機器等法の適用を受ける再生医療製品事業と医薬品医療機器等法の適用を受けないラボサイト事業、及び再生医療に関する開発製造受託（CDMO）や開発業務受託（CRO）を提供する再生医療受託事業を展開しています。

当社は企業価値向上への取り組みとして、年度毎に経営計画を策定し、代表取締役が直接全役職員に説明することにより目標の共有化を図り、全社一丸となって企業理念の実現に向け事業を展開しています。

当社は、情報開示体制を整備し、再生医療の啓蒙を兼ねたPR活動を適切に行うことにより、多くの投資家の要望に応えることができる積極的なIR体制の構築、運用に努めています。また、適切に牽制がかかり情報の信頼性を担保する内部統制体制の維持、改善を目的として内部統制基本方針を定め運用しています。

当社は、当社の企業文化の根源である設立趣旨、企業理念を高い次元で実現することにより、社会的意義を高め、経営資源を有効に活用するとともに、全てのステークホルダーとの良好な関係を維持・発展させ、結果として当社の企業価値及び株主共同の利益の向上に資することができるものと考えます。

### 2. コーポレート・ガバナンスについて

当社は、コーポレート・ガバナンスが有効に機能するために、経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制及び公正で透明性のある経営システムを構築し、これを維持することに取り組んでいます。企業理念・ビジョンに基づき、上場会社として自律性・主体性のある経営を行っています。支配株主を有する上場会社として、コーポレートガバナンス・コードに則り、少数株主の利益保護の観点から、より一層の体制強化を図ります。

当社の取締役会は取締役6名で構成され、そのうち2名は独立社外取締役です。取締役会は当社の経営戦略を策定・遂行するとともに、取締役の職務遂行を監督しています。また、監査役3名（うち社外監査役2名）で構成される監査役会は、監査室及び会計監査人並びに顧問弁護士と緊密な連携を保ち、情報交換を行い、監査の有効性・効率性を高めています。常勤監査役は取締役会、コンプライアンス委員会及びリスク管理委員会等重要な会議に出席するとともに、業務及び財産の状況の確認を通じて取締役の職務遂行を監査しています。

当社は、コーポレートガバナンス・コード補充原則4-8②に基づき、コーポレート・ガバナンスの強化及び経営の透明性の確保、並びに少数株主の利益保護及び株主の公正性・公平性の担保に資することを目的に、独立社外取締役を含む独立性を有する者で構成する特別委員会を設置しています。

当社は創業時より、研究・開発事業に関する倫理的妥当性について助言を受けること、及びヒト組織・細胞等の収集・提供の実施状況など事業全般にわたる倫理的評価を行うことを目的に、企業委員2名、外部委員7名で構成されるJ-TEC倫理委員会を設け適切に運営しています。

さらに当社では、業務上抱える各種リスクを正確に把握・分析し、適切に対処すべく、継続的にリスク管理体制の強化に取り組んでいます。総合的なリスク管理については、リスク管理委員会で討議し、必要に応じて取締役会で検討をしています。また、災害、重大事故、訴訟等の経営に重大な影響を与える事実が発生した場合には、直ちに担当部署から部長、情報取扱責任者、代表取締役に連絡する体制をとり、状況を迅速・正確に把握し対処することとしています。

### ③ 基本方針の具体的取り組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

上記②に記載した企業価値向上への取り組みやコーポレート・ガバナンスの強化といった各施策は、当社の支配に関する基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

## (3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、継続的な成長に向けて適応拡大や新製品開発を進める中で、事業拡大のための人材確保や設備投資等の能力増強を予定していることに加えて、パンデミックや大規模災害等に見舞われた際の経営リスクへの対応として、一定程度の資金を確保しておく必要があります。

当社は、将来にわたり安定した黒字体質を実現することを最優先課題とし、業績の向上に鋭意努めてまいりましたが、当期の業績を勘案いたしまして、当事業年度は無配とさせていただきたいと存じます。今後、経営成績及び財政状況を勘案しながら、利益配当を検討する所存です。

---

(注) 本報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 計算書類

## 貸借対照表

科目	第28期	
	2026年3月31日現在	
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		<b>4,182,077</b>
現金及び預金	3,250,465	
売掛金	512,669	
電子記録債権	33,918	
商品及び製品	208	
仕掛品	20,284	
原材料及び貯蔵品	214,705	
前払費用	28,601	
その他	121,223	
<b>固定資産</b>		<b>1,500,916</b>
<b>有形固定資産</b>		<b>1,336,840</b>
建物	540,344	
構築物	1,338	
機械及び装置	126,179	
工具、器具及び備品	45,081	
土地	582,770	
建設仮勘定	41,126	
<b>無形固定資産</b>		<b>50,045</b>
ソフトウェア	29,681	
その他	20,364	
<b>投資その他の資産</b>		<b>114,030</b>
投資有価証券	100,000	
出資金	20	
長期前払費用	12,019	
その他	1,990	
<b>資産合計</b>		<b>5,682,993</b>

科目	第28期	
	2026年3月31日現在	
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		<b>560,509</b>
買掛金	27,563	
電子記録債務	79,332	
未払金	177,597	
未払費用	19,942	
未払法人税等	12,841	
契約負債	23,733	
預り金	9,008	
賞与引当金	124,236	
役員賞与引当金	449	
その他	85,803	
<b>固定負債</b>		<b>32,200</b>
退職給付引当金	2,200	
役員退職慰労引当金	30,000	
<b>負債合計</b>		<b>592,709</b>
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		<b>5,090,284</b>
資本金	3,997,673	
資本剰余金	1,827,673	
資本準備金	1,827,673	
利益剰余金	△734,751	
その他利益剰余金	△734,751	
繰越利益剰余金	△734,751	
<b>自己株式</b>		<b>△311</b>
<b>純資産合計</b>		<b>5,090,284</b>
<b>負債純資産合計</b>		<b>5,682,993</b>

## 損益計算書

(単位：千円)

科目	第28期 2025年4月1日から 2026年3月31日まで
売上高	2,182,745
売上原価	915,392
売上総利益	1,267,353
販売費及び一般管理費	1,816,798
営業損失 (△)	△549,445
営業外収益	13,667
受取利息	9,784
受取配当金	0
雑収入	3,882
営業外費用	1,665
為替差損	458
雑損失	1,206
経常損失 (△)	△537,443
特別利益	31,816
補助金収入	31,816
特別損失	225,148
固定資産除却損	43,332
固定資産圧縮損	31,816
投資有価証券評価損	149,999
税引前当期純損失 (△)	△730,775
法人税、住民税及び事業税	3,976
当期純損失 (△)	△734,751

## 株主資本等変動計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	その他 資本剰余金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金			
2025年4月1日期首 残高	4,958,763	2,788,763	－	△1,922,179	△311	5,825,035	5,825,035
事業年度中の変動額							
資本金から剰余金 への振替	△961,089		961,089			－	－
準備金から剰余金 への振替		△961,089	961,089			－	－
欠損填補			△1,922,179	1,922,179		－	－
当期純損失				△734,751		△734,751	△734,751
事業年度中の変動額 合計	△961,089	△961,089	－	1,187,428	－	△734,751	△734,751
2026年3月31日期末 残高	3,997,673	1,827,673	－	△734,751	△311	5,090,284	5,090,284

# 監査報告

## 会計監査人の監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2026年5月13日

株式会社ジャパン・ティッシュエンジニアリング  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
名古屋事務所  
指定有限責任社員 公認会計士 川 口 真 樹  
業 務 執 行 社 員  
指定有限責任社員 公認会計士 谷 尋 史  
業 務 執 行 社 員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ジャパン・ティッシュエンジニアリングの2025年4月1日から2026年3月31日までの第28期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第28期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロ(1)の各取組み並びに会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
  - ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロ(1)の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。
  - ⑤ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を書さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を書さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月20日

株式会社ジャパン・ティッシュエンジニアリング監査役会

常勤監査役 半田 悌彦 ㊞  
監査役 加藤 孝浩 ㊞  
監査役 小川 薫 ㊞

(注) 監査役加藤孝浩及び監査役小川薫は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

## 株主メモ

上 場 証 券 取 引 所	東京証券取引所グロース
証 券 コ ー ド	7774
事 業 年 度	4月1日から3月31日まで
定 時 株 主 総 会	6月中
基 準 日	3月31日
剰余金の配当の基準日	3月31日、9月30日
株 主 名 簿 管 理 人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
同 事 務 取 扱 場 所	名古屋市中区栄三丁目15番33号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
郵 便 物 送 付 先 及 び 照 会 先	東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 電話 0120-782-031 (通話料無料) (受付時間 9:00~17:00) ※土・日・祝および12/31~1/3を除く

住所、氏名の変更等、株式関係のお手続きに関するお問合わせ、お手続きに必要な書類のご請求等は、お取引の証券会社等までご連絡ください。

# 会場のご案内

The map shows the venue location in Fushimi City, Aichi Prefecture. Key features include:

- Highways:** Route 23 (Mikawa Orange Road), Route 473, and Route 23 (Mikawa Orange Road).
- Train Lines:** JR Tokaido Shinkansen, JR Tokaido Main Line, and Meitetsu Fushimi Line.
- Landmarks:** Fushimi City Hall (蒲郡市会館), Fushimi Station (蒲郡駅), Fushimi Station South Exit (蒲郡駅南口), and Fushimi City Hall East (蒲郡市会館東).
- Other Locations:** Fushimi City Chamber of Commerce and Industry (蒲郡商工会議所), Fushimi City Hall East (蒲郡市会館東), Fushimi Station (蒲郡駅), Fushimi Station South Exit (蒲郡駅南口), Fushimi City Hall East (蒲郡市会館東), Fushimi City Hall East (蒲郡市会館東), Fushimi City Hall East (蒲郡市会館東).

**会場**  
愛知県蒲郡市港町18-23  
**蒲郡商工会議所 1階コンベンションホール**  
TEL 0533-68-7171

**交通のご案内**  
JR蒲郡駅／名鉄蒲郡駅南口から徒歩5分  
東名音羽蒲郡I.C.から車で20分  
駐車場あり（無料140台）

株式会社ジャパン・ティッシュエンジニアリング  
愛知県蒲郡市三谷北通6丁目209番地の1  
TEL 0533-66-2020 (代表) URL <https://www.jppte.co.jp>



見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。

